

京大広報

No. 36

京都大学広報委員会

月曜会メモ

第59回(5.25) 司会 笠原皓司会員
部局からの報告はなく、ただちに各学部の研究教育面での制度的改革の現状報告と討論にはいった。本日はまず法学部から報告があった。法学部では

1. 演習履修要項を撤廃し、希望者全員を演習に参加させることとした。
2. 外国法を必修科目からはずした。従来日本の法体系は、外国法の体系との比較において理解することが重要であるとの観点から、外国法を必修科目としてきたが、三回生でこれを必修とすることは必ずしも適当でなく、むしろある程度日本法についての知識を得た段階で履修する方がよいので、必修制を廃止し、四回生後期の講義として開講することとした。これはまた、四回生後期の講義内容を充実させる意味でもある。
3. 特殊講義を本年度から開講し、よりつっこんだ内容の勉学に資することとした。大学院レベルの特殊講義は、すでに昨年度から実施した。
4. 外国書講読のクラスが従来固定的であったのを選択制とし、クラス数も若干増加させて、多様化と充実をはかった。
5. 外国法、演習、外国書講読の単位数を半年2単位、通年4単位に改めることにした。また、大学院における単位の与え方についても若干の変更を行なった。

以上の報告に対し、各会員から種々の質疑・討論が行われたが、主な点は、

1. 法学部特有の助手制度の再検討の問題。
2. 法学部における大学院教育の目的と、法学部

5年制論との関係。

3. 司法試験等法学部関係の国家試験と法学部教育との関係。

4. 演習や外国書講読の充実に伴う教官の負担や学部としての capacity の問題。

等であった。特に、2. 3. に関して、法学部教育では法律や政治学の専門家を養成することより、むしろそれらを素材として、多方面における適正な management や妥当な decision making についての能力の涵養を目的とし、したがって学部段階では専門家養成用のコースを区別して設けてはいないとの発言があった。

引き続き、経済学部からの報告にうつり、制度上大きな改革はなく、目ぼしい点として、

1. 「特殊講義」を開講し、学生の要求に答えて学外者を招聘し多様な講義を行なうことにした。
2. 原論、政策、財政学等の基本的な科目(選択必修科目)は全学年に配当されて、一回生から四回生までいつでも履修できるようにした。

との報告があった。この報告に対し、主な討論点は、

1. 特殊講義の開講について学生の要求のくみ上げ方法の問題。

2. 大学院教育のあり方、特に大学院では講義等の形式で真の教育が可能か、との質問があり、大学院教育が研究者養成に徹することで矛盾する現象は起らないかという問題から、各学部の大学院の取扱い上の問題点が種々の形で存在することが明らかにされた。特に経済学部では助手の定員が極端に少なく、研究者養成は大学院が大きな weight を占めること、そして修士論文が比較的重視されていること等が報告された。

3. 研究者という概念は、次第に幅広く考えられ

るようになってきているのではないかと、という発言があり、経済学の分野では統計資料をもとにした実証的研究の進展の結果、この方面における学問上の価値ある研究が近き将来、銀行、各企業等の研究所ないし調査機関において行なわれる可能性を示していること、大学院出身者がこのような形の機関で研究に従事する機会が現われつつあるという指摘がなされた。

(木下富雄会員、笠原皓司会員)

第60回(6.1) 司会 飯沼二郎会員

まず、会員の交替(工学部佐藤進会員から吉田郷弘助教授へ)の報告があった後、各部局から、この1週間(5.25~5.31)の動きについて報告があった。

1. 教養部では、スト実行委員会が提案し、教養部学生場以上の賛成によって成立した代議員大会が5月27日に行なわれ、5月29日の1日ストが提議されたが、2票の差で否決された。

2. 農学部では、5月17日、農学部自治会の提案による学生大会は流会となったが、再度5月27日、133名の出席者を得て成立。5月28日の1日ストが可決され、当日、実行された。今後、6月10日~23日の2週間のストを行なうため、6月9日の学生大会を準備中。

3. 理学部では、臨時執行部による学生大会が提案されたが否決された。

4. 文学部では、43年度後期選出学友会委員長の提案により、5月22日いわゆる学生大会がもたれ、出席者220名中184名の賛成者をえて、5月23日の1日ストが可決、実行された。なお、6月10日~23日の2週間ストを準備中。

以上のストライキのスローガンは、いずれも政治的なもの(安保反対、ベトナム戦争反対など)である。

ついで、予定議題である過去1年余りの間に各部局で行なわれた改革を、現時点における評価と反省をこめて総括するという議題に移り、今回は文学部の本吉会員から報告を受けた。

文学部は、昨年9月、文学部改革草案を発表したが、その要点は、

1. 講座制の弊害を是正するため、研究目的を同じくする学問を一括して「系列」をつくり(それ

は大体3~4講座から成るが、学問の性質によっては1講座1系列のものもあり得る)、学生をして主副2系列を選ばせる。

2. 大学院については、一般的な教育を行なう大学院のほか、研究のみを行なう研究院を設け、研究院には長期研究員(教授、助教授、講師、助手)と短期研究員(大学院で2~3年、基礎訓練を受けた学生)をおく。

3. 修士、博士の別をなくし、大学院を3年または4年制とし、習練と研究に重点をおく。あるいは、現在の専門より広い系列をつくり、そこで習練を行ない、次第に自己の専門を限定してゆく、という別案もある。

4. 学部の管理、運営は専門者をもってあて、教授会の機能の分化をはかり過重な負担を軽減する必要がある。

以上の草案の内、すでに実行段階にはいったものは、次の三つである。

1. 学部長の選挙は、教官、職員、学生による第1次選挙によって選出された者の中から、さらに教官のみによる第2次選挙によって選出するという原案を、委員会(教授、助教授、講師から9名を選出)によって目下検討中。9月末までに決定の予定。

2. 必修単位を、教室によって多少の差はあるが、大体、昨年度までの%程度とし、学生による履修科目の選択の幅を拡大した。さらに、他学部の講義も単位として認めることとした(ただし、必修単位としては扱わない)。

3. 大学院の指導教官は、入学後6か月(決定的ではない)後に選ばせることとし、かつ、その対象を講師(他学部であっても京大教官に限定)にまで広げ、さらに指導教官は、入学した講座の教官でなしに、他講座の教官を希望し得ることとし、担当教官と相談の結果決定する。

以上の報告に基づいて討論が行なわれたが、それは主として大学院と助手の問題に集中した。

今回は、引きつづき過去1年余りの改革の総点検を続行するが、報告は改革の理念についてはなしに、実際に行なったことに限定して行なうべきだとの意見が述べられ、一同これを了承して散会した。(飯沼二郎会員)

第61回 (6.8) 司会 森口親司会員
 今回は教育学部改革の現状について同学部柴野
 会員から次のとおり報告があった。

1. 教育学部では、従来から各層の間で学部改革
 が論議されてきたが、44年11月に全教育学部改革
 委員会が発足した。(京大広報No. 21) これは、
 教官(教授・助教授)、助手、院生、学生、事務系
 職員の各層から2人ずつ計10人の代表を選出して
 構成する委員会であり、教育学部改革に対する各
 層の要求や意見を集約して、改革案を提示するこ
 とを目的としている。ただし、委員会の決定は全
 会一致を原則としている。委員会は、まず教育学
 部長選考規程改正を問題としてとり上げ、草案を
 作成して現在検討を試みている。

2. 教授会は、学部構成員の教授会に対する関心
 に対応するため、教授会における審議事項を各層
 代表に伝達することにしてはいる。

3. カリキュラム関係については、卒業論文を重
 視し、大学院専用の講義科目をふやすことに努め
 た。同時に、指導教官の指導に基づいて、学生が
 かなり自由な選択科目を選ぶこともできるよう
 になった。

4. 教官が執筆した著書、論文を図書室に設置さ
 れた教官文庫に収めて、学生、院生の便宜に供す
 るとともに、教官が相互の研究業績を知ることも
 できるようにした。

以上の報告のあと、改革委員会の性格について
 質問が行なわれ、ついで業績についての教官、学
 生間の相互評価に議論が集中したが主な論点はつ
 ぎのとおりである。

1. 大学院学生に教官の業績を批判する能力があ
 るか。
2. 専門の異なる教官の間での業績評価ができな
 いといわれるが、事実は「発言、批評の自由」が
 ないということではないのか。
3. 学会における評価をとりいれることによっ
 て、1学部ないし1学科内における少数の教官、
 学生間の相互批判からもっとオープンな形にもつ
 てゆくべきではないかなど。

このほか、助手、大学院問題、カリキュラムな
 どについて質疑応答があった。

なお、助手、大学院学生の現状は次のとおりで
 ある。

1. 助手は5名。原則として大学院DC修了者が
 任命される。

2. 大学院学生はMC 57名、DC 32名(定員は
 MC 24×2、DC 12×3)。MCに留年者があるの
 は修士論文の採点結果がDCへの進学にひびくた
 めに、修士論文提出を延期する学生があるからで
 ある。

今回は農学部で報告を願うことを予定して散会
 した。(森口親司会員)

はくば 白馬山の家の完成について

このたび、学生の課外活動施設として北アルプ
 ス連峰の山々に囲まれた樺池高原親の原に山の家
 が完成したので、さる6月3日現地において開所
 式を行なった。

この山の家は、山小屋風の建物で木造2階地下
 1階、建物の延面積は約270㎡、間取りは、主と
 して1階の食堂兼談話室、2階の寝室(ベッドで
 42名収容)、地階の浴室、乾燥室からなっている。

利用範囲は、本学学生のほかに教職員を対象と
 している。

所在地その他は次のとおりである。

名 称 京都大学^{はくば}白馬山の家
 所 在 地 長野県北安曇郡^{あづみ おたり}小谷村大字^{ちぐに}千国
 字柳久保官有地

国鉄大糸線白馬大池下車。松本
 電鉄バス親の原下車(バス約10
 分)

開設期間 夏期50日、冬期100日の予定
 (開設予定は7月10日から)

おって、運営に関しては体育会が窓口となっ
 て行なわれるので、利用に関する詳細は、本学体育
 会(西部構内。電話学内2444)に照会されたい。